

所管課室等	森林整備課
不利益処分の名称	指定施業要件の植栽の実施命令
法令の定め	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第38条第4項
処分基準の内容	
<p>◇森林法 第38条 4 都道府県知事は、森林所有者が第34条の4の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従って植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のものを植栽すべき旨を命ずることができる。</p> <p>◇森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について 第5 監督処分 4 監督処分の方法 法第38条の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。なお、(4)には当該命令の内容の実施状況の報告をすべきこと及び保育その他当該保安林の維持管理上注意すべき事項を含むものとする。 (1) 命令に係る保安林の所在場所 (2) 命令の内容 (3) 命令を行う理由 (4) その他必要な事項</p> <p>◇保安林及び保安施設地区の指定、解除の取扱いについて（法第25条第1項第4号から第11号までの保安林） 第6 監督処分 4 監督処分の方法 法第38条の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。なお、(4)には当該命令の内容の実施状況の報告をすべきこと及び保育その他当該保安林の維持管理上注意すべき事項を含むものとする。 (1) 命令に係る保安林の所在場所 (2) 命令の内容 (3) 命令を行う理由 (4) その他必要な事項</p>	
添付書類	